

平成 13 年 11 月 16 日

炭疽菌等のおそれのある場合の対応について

標記について、各都道府県等に対し別添のとおり通知したので、お知らせします。



科 発 第509号
健 総 発 第 73号
健 感 発 第 75号
病 院 政 発 第105号
平成13年11月16日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

健 康 局 総 務 課 長

結核感染症課長

国立病院部政策医療課長

炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について

標記については、「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて（平成13年10月18日付、科発第467号、健総発第66号、健感発第61号、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、健康局総務課長、結核感染症課長連名通知。以下「検査通知」という。）において、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱方法等に係わる留意事項を示したところである。

今般、内外の文献等を参考にしつつ、炭疽菌等の汚染のおそれのある場所に

居合わせた住民等に対する情報提供、医療機関の確保、炭疽菌の汚染に対する消毒方法等及び化学剤への対応等について下記のとおり整理したので、貴職におかれては別紙資料を参考に適切に対応するとともに、住民や医療機関等に対する周知等をお願いする。

なお、本通知については、警察庁、消防庁及び郵政事業庁と調整済みであることを申し添える。

記

第1 住民等に対する情報提供について

住民等が、実際に炭疽菌等の汚染のおそれのある場所に居合わせた場合の対応方法を別紙1のとおり取りまとめたので、保健所等におかれては、これを参考とし、地域に即した形で具体化して、住民等に対し情報提供願いたい。

第2 医療機関等に対する情報提供について

住民等から不審な郵便物、粉末に関する相談・受診があった場合の医療機関等の対応方法を別紙2のとおり取りまとめたので、医療機関等に対し情報提供願いたい。

第3 保健所等における相談について

住民等から不審な郵便物や粉末に関する連絡が保健所等にあった場合の対応方法を別紙3のとおり取りまとめたので、これに基づいて相談等を実施していただきたい。

第4 医療機関の確保について

既に検査通知でお示ししたとおり、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等については、警察等から検査・鑑定の依頼があることが想定されるが、その際に、併せてこれらの感染症に専門的な立場からの対応が可能な医療機関の確保に関する照会があった場合に備えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく特定感染症指定医療機関、第1種及び第2種感染症指定医療機関並びに国立病院・療養所呼吸器疾患ネットワーク機関並びに国立病院災害医療ネットワーク等機関を別紙4及び別紙5に示したので御活用いただきたい。

第5 検疫所における検査について

空港等におけるテロを想定して、検疫所の検査体制について別紙6のとおり整理したので、空港等所在地を管轄する保健所等にあっては、炭疽菌検査に関して検疫所と十分な情報交換や連絡調整を図っていただきたい。

第6 炭疽菌（特に芽胞）の汚染に対する消毒及び除染方法について

炭疽菌（特に芽胞）の汚染に対する消毒及び除染方法については、世界保健機関（WHO）が作成したガイドライン（WHO Guideline for the Surveillance and Control of Anthrax in Human and Animals 第3版）を我が国の実情等を勘案した形で国立感染症研究所が翻訳してとりまとめた。別紙7にその要旨を添付したので御活用願いたい。

保健所職員等は、一連の検査で炭疽菌等の汚染が確定した場合又は汚染のおそれがある場合に限り、別紙7を参考に消毒を実施していただきたい。また、その場合、炭疽菌等による汚染の規模等の状況に応じて、警察、消防等の関係機関と連携の上、適切に対応願いたい。

第7 化学剤への対応等について

不審な粉末等について地方衛生研究所等において菌検査の結果、菌が不検出であった場合は、さらに化学物質について各都道府県警察科学捜査研究所又は警察庁科学警察研究所において必要に応じて科学的検査・鑑定を実施することとしている。また、化学剤であることが明らかな場合には、当該物質の検査・鑑定については警察が対応するが、これにより物質名等が特定された場合には、警察からの連絡に基づき、その物性・応急措置方法等について消防及び医療機関等の関係機関へ情報提供を行うとともに、必要に応じ、当該物質等にばく露した又はばく露が想定される住民等の健康状況の調査を行うなど、適切に対応願いたい。

第8 その他

上記事項を踏まえ、検査通知の参考1のフロー図を別紙8に変更したので、参考にしていただきたい。

主な変更点は、①警察及び地方衛生研究所等の不審な粉末等の検査手順を明確にしたこと、②粉末の発見がない場合や本人が気付かずに症状が発現した場合の対応を加えたこと、③消防の役割を明示したこと、等である。